

【6】これからの介護保険制度



介護保険制度

<現行>

<見直し後>

介護給付(要介護1~5)

介護給付(要介護1~5)

介護予防給付
(要支援1~2)

・訪問看護、福祉用具等

・訪問介護、通所介護

介護予防給付(要支援1~2)

平成29年4月に実施予定

介護予防事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業



新しい介護予防・
日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの体制整備

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

平成27年4月から平成30年4月までの間に開始

現行と同様

事業に移行

実施

多様化

充実

概要版

第6期

安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

平成27年度~平成29年度

元気・いきいき・健康長寿都市



本計画の策定にあたって以下の機会を設け、幅広い関係者の皆様からの意見を参考に計画づくりを行いました。ご協力ありがとうございました。

- ・策定委員会の開催
- ・アンケート調査の実施
- ・県との連携
- ・パブリックコメントの実施



平成27年4月
島根県 安来市

島根県安来市 健康福祉部介護保険課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬703 TEL 0854-23-3290

【1】計画の策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景と趣旨

平成12年に介護保険法が施行されて以来、高齢期における保健福祉サービスは進展してきましたが、国は後期高齢者が2,000万人(人口の約18%)に達する2025年(平成37年)を見据えて、あらゆる分野で「21世紀(2025年)日本モデル」に向けた社会保障制度改革をさらに進めています。

こうした中、本市においても、在宅・地域で人生を全うする「地域完結型」の医療とともに、保健・医療・福祉・介護・生きがいづくり・住民参画を連携させる、新たな方針に対応した地域包括ケア体制の構築を目指すとともに、多彩な高齢者福祉施策と連動した効果的・効率的な介護保険事業の運営を目指して、「第6期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「本計画」と表記)」を策定しました。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、平成29年度に評価・見直しを行い、平成30年度からの次期計画につなげます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
本計画					
		見直し	次期計画		

3. 計画の基本的な考え方

安来市高齢者福祉計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした高齢者に係る保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものであり、これら相互が連携することによって、総合的な高齢者に対する保健・福祉事業の展開が期待され、両計画を一体的な計画として策定します。

高齢者福祉計画 (地域における高齢者福祉事業に係る総合的な計画)

- ・介護予防サービス・介護サービス提供体制の整備、推進
- ・地域支援事業、健康づくりの推進
- ・認知症高齢者支援対策の推進
- ・地域生活支援体制の整備
- ・積極的な社会参加の促進
- ・高齢者に配慮した生活環境の整備 など

地域包括ケアシステム

介護保険事業計画

- ・要介護等認定者数の推移や推計
- ・サービスの利用状況
- ・介護サービス等の充実施策
- ・介護保険事業に係る費用等の見込み
- ・介護保険事業の円滑な推進 など



【2】計画の基本理念と施策の体系

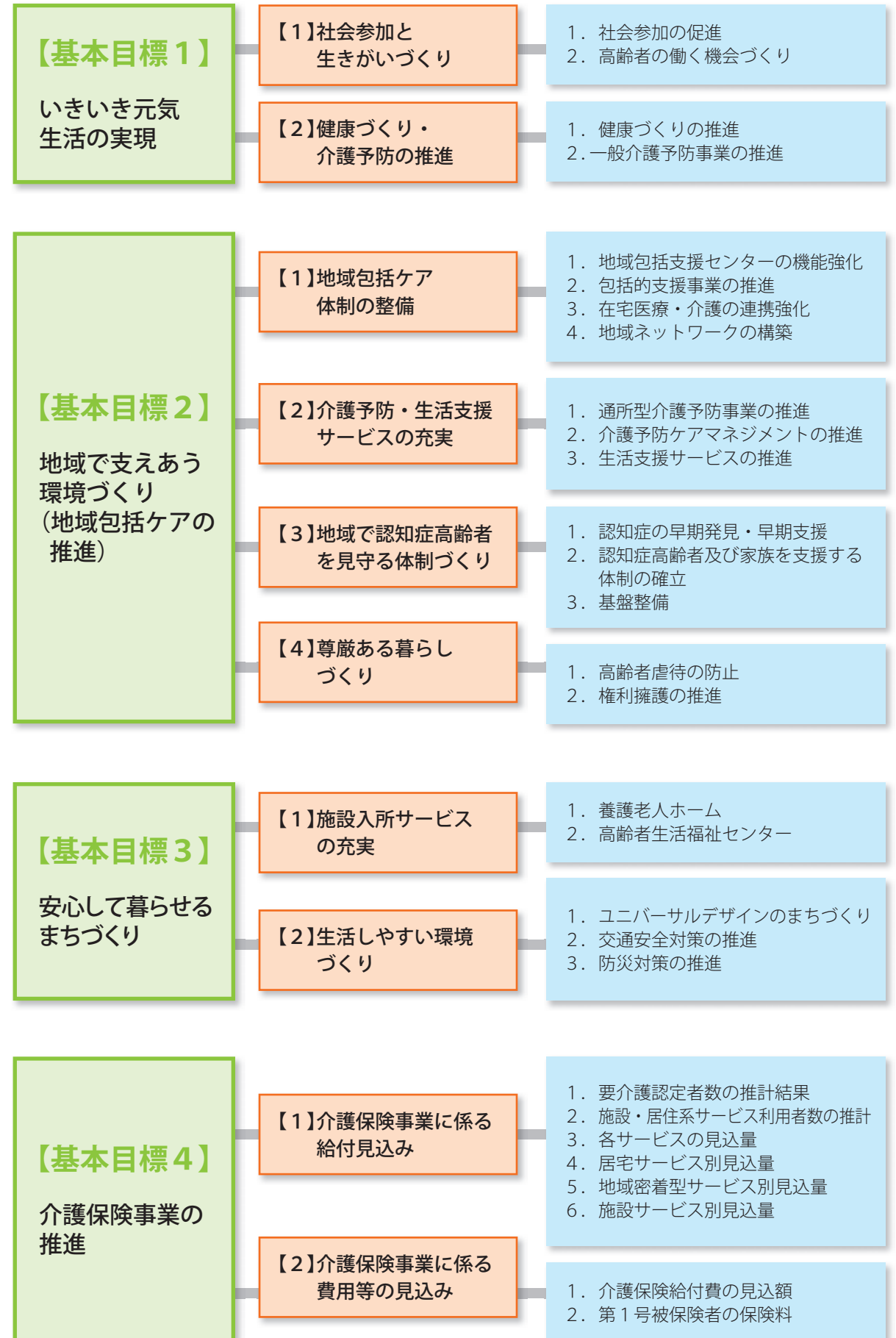
基本理念

元気・いきいき・健康長寿都市

基本目標

取り組み方針

主な施策



【3】計画の重点事業

地域包括支援センターの機能拡充

地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の中核的存在であり、要支援・要介護状態への抑制、高齢者を取り巻く支援体制の構築を行っています。

引き続き、日常生活圏域ごとのセンター事務所設置を目指すとともに、今後は医療と介護の連携をさらに強化するとともに、高齢者が住み慣れた地域での生活継続を支援します。また、高齢者の支援に必要な資源の掘り起こしや開発に努めます。

関係機関との連携体制の強化

高齢者が健康的な生活を維持するために、必要なサービスが受けられるよう保健・医療・福祉等、関係機関の連携や一体的な取り組みが必要となります。

そのため、「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、高齢者の住まいや施策に対応出来る関係部署等を含めた連携体制整備を図り、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるようサービスの提供に努めます。

～地域包括ケア体制のイメージ図～ (地域ネットワークの構築)

地域包括ケアシステムの姿

高齢者が住み慣れた地域で、生活を継続できるようにするため、介護・予防・医療という専門的なサービスと、その前提としての住まいと生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるシステムです。

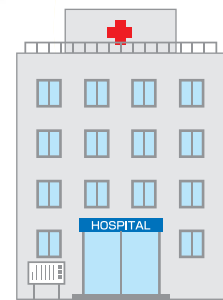
- 地域包括支援センター
- ケアマネージャー

相談業務やサービスのコーディネートを行います。

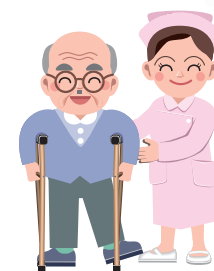
医療



- 急性期病院
- 亜急性期・回復期
- リハビリ病院



- #### 日常の医療
- かかりつけ医
 - 地域の連携病院



通院・入院

住まい



- 自宅
- サービス付き高齢者向け住宅等

●認知症の人

いつまでも元気で暮らすために…

生活支援・介護予防



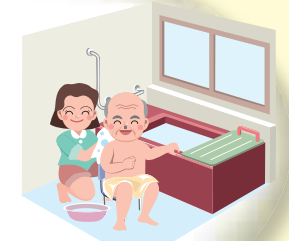
老人クラブ・自治会・ボランティア等

介護

在宅系サービス

- 訪問介護・訪問看護・通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護

介護予防サービス



施設・居住系サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 認知症共同生活介護
- 特定施設入所者生活介護等

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定。

各事業の点検・評価の徹底

(1)安来市介護保険運営協議会による点検・評価

平成25年度より、安来市介護保険事業計画策定委員会、安来市地域密着型サービス運営委員会、安来市地域包括支援センター運営協議会で扱う事項を統合し、新たに「安来市介護保険運営協議会」を設置しました。

この運営協議会は、介護保険事業全般について策定・運営・評価・審議を行うことができる組織となります。

(2)庁内における点検・評価

本計画は、計画期間の最終年度である平成29年度に改定を行うこととなりますが、改定作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していくことが必要です。

また、本計画の推進にあたっては、常に改善を図り、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

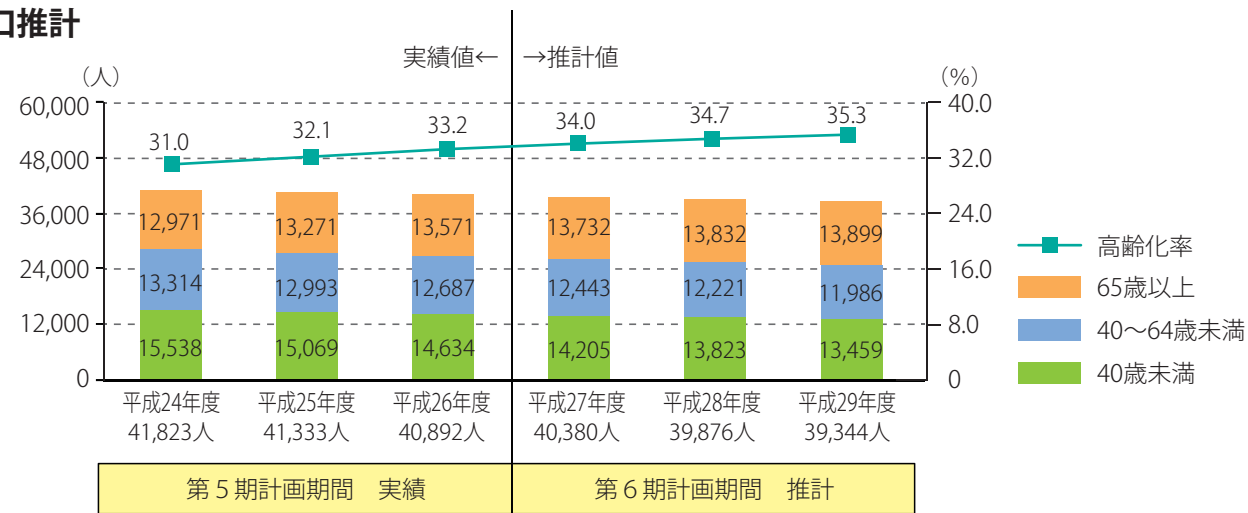
さらに、介護保険サービスについては、利用者の意見を取り入れて、総合的な点検を行います。

●地域包括支援センターとは

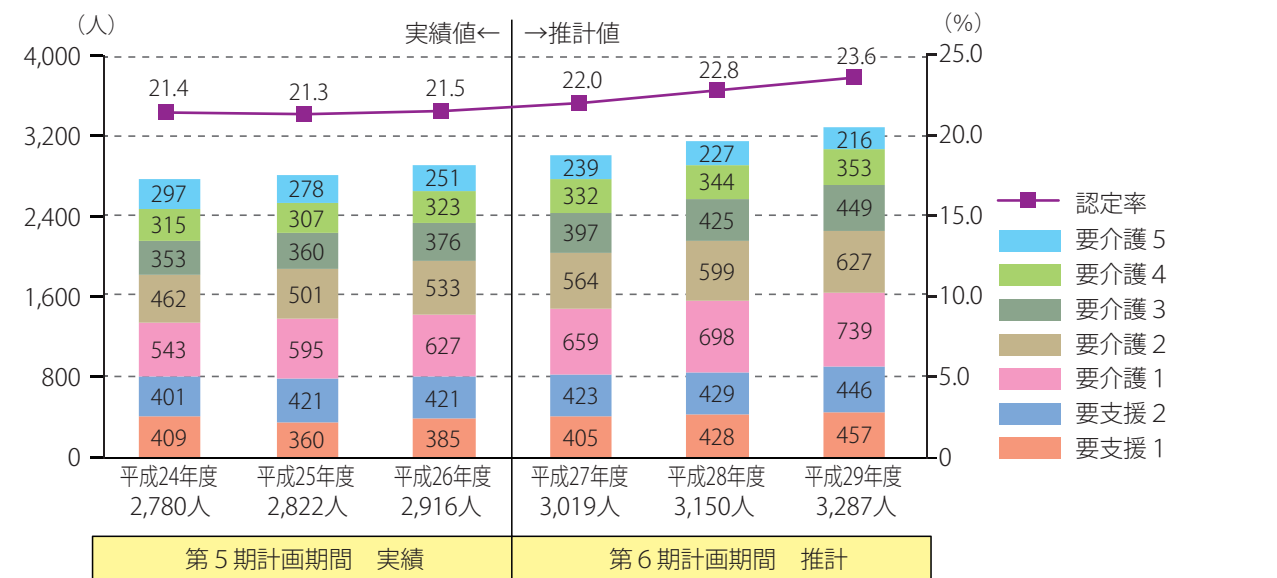
地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支える業務を行っています。

【5】安来市の現状と今後

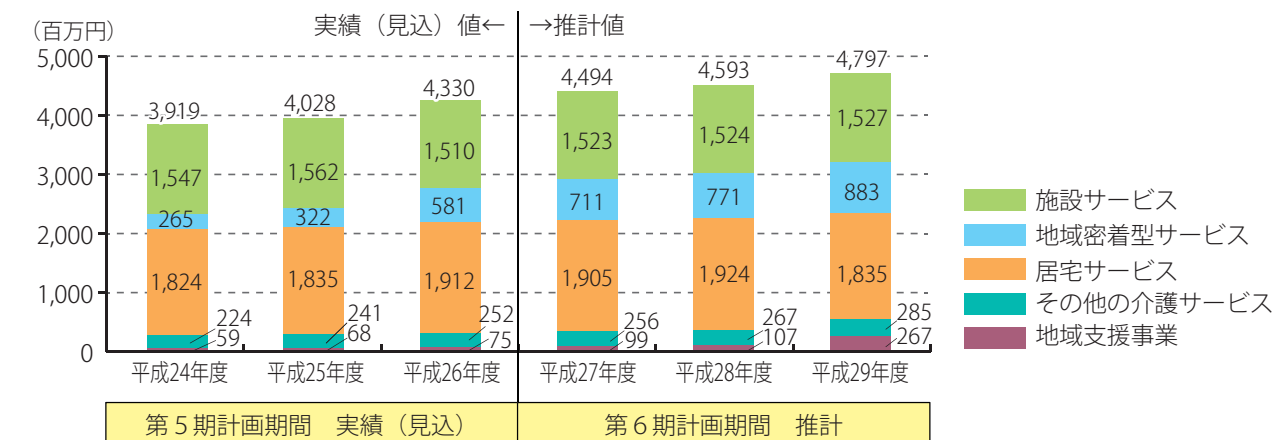
◎人口推計



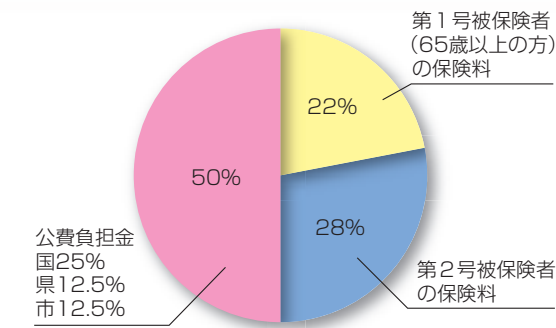
◎要支援・要介護認定者数の推計



◎介護保険事業費の見込額



◎介護保険サービスの財源



介護保険サービスの財源は、50%が公費（国・県・市町村）負担金、50%が被保険者の保険料です。

保険料負担のうち、第1号被保険者の保険料は22%であり、介護保険サービス利用者と給付費の増加、介護報酬の改定等により介護保険料が基準月額5,600円となりました。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◎所得段階別介護保険料

第5期計画（平成24～26年度） 基準月額：4,900円					第6期計画（平成27～29年度） 基準月額：5,600円				
所得段階	対象者	保険料調整率	保険料（円）		所得段階	対象者	保険料調整率	保険料（円）	
			年額	月額				年額	月額
1	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	26,460	2,205	1	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	30,240	2,520
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	29,400	2,450	1	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	30,240	2,520
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	41,160	3,430	2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	47,040	3,920
4	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	44,100	3,675	3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	50,400	4,200
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.95	55,860	4,655	4	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	60,480	5,040
6	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	58,800	4,900	5	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	67,200	5,600
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	73,500	6,125	6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の方	1.20	80,640	6,720
					7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	1.25	84,000	7,000
					8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	87,360	7,280
					9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が155万円以上190万円未満の方	1.35	90,720	7,560
					10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	100,800	8,400
					11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	114,240	9,520

低所得者の保険料については、公費負担金により軽減策を講じます。